

解体・改修工事の事前報告が義務化されました

全ての業種で、建築物・工作物・船舶の解体工事やリフォーム・修繕などの改修工事は、施工者が、労働基準監督署と自治体に対し事前に報告することが義務化されました。（罰則有）

複数の事業者が同一の工事を請け負った場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告

本法令改正は、石綿健康障害防止の観点で行われたものですが、石綿がない場合も本報告が必要です。これまで、事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹付け石綿があるにもかかわらず所定の届出を行わないまま作業を行った事例などがあったことから、石綿がない場合も含め、事前報告が義務付けられたものです。

平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

手続き

「石綿事前調査結果報告システム」から1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に提出できます。（PCやスマホから24時間可）

システムの利用には、デジタル庁所管のgBizIDが必要です（gBizプライムまたはgBizエントリー）。gBizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）。

石綿事前調査結果報告システム

検索



（注意）

本報告対象外（100万円未満など）であっても、石綿含有物の事前調査の実施、調査結果の3年間保存、調査結果の現場への備付け、調査結果概要の公衆と作業員に見やすい場所への所定寸法の掲示板設置などは義務です。

報告対象

- ・ 建築物の解体工事 解体部分の床面積が80㎡以上
- ・ 建築物の改修工事 請負金額が100万円以上（税込）
- ・ 一定の工作物（注）の解体・改修工事 請負金額100万円以上（税込）
（注）反応槽、焼却設備、所蔵設備、発電設備、変電設備、トンネルの天井版、プラットホームの上家、遮音壁 等
- ・ 鋼製の船舶（総トン数20トン以上）の解体・改修工事（工事金額等の限定なし）